

この子らを世の光に

Let These Children Be the Light of the World



第24回 糸賀一雄記念賞 第8回 糸賀一雄記念未来賞

令和4年11月12日(土)

ホテルニューオウミ

CONTENTS

第24回糸賀一雄記念賞・第8回糸賀一雄記念未来賞授賞式	2
ごあいさつ	2
選考経過説明	4
第24回 糸賀一雄記念賞受賞者スピーチ	6
第8回 糸賀一雄記念未来賞受賞者スピーチ	10
共生社会づくりリーダー等養成研修	17
糸賀一雄記念賞 第21回音楽祭	22

ごあいさつ

公益財団法人糸賀一雄記念財団 副理事長 久保 厚子

みなさんこんにちは。
ただ今、ご紹介いただきました、糸賀一雄記念財団副理事長の久保でございます。

「第24回糸賀一雄記念賞」および「第8回糸賀一雄記念未来賞」授賞式の開催にあたりまして、財団を代表して、一言ごあいさつを申し上げます。

平素は、当財団の事業運営に、格別のご理解とご支援を賜り、この場をお借りして、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、糸賀一雄先生は、戦後間もない荒廃した社会状況の中で、戦災孤児と知的障害のあるお子さんたちのために、福祉施設近江学園を創設され、障害の問題を通して、あるべき社会を訴え続けられました。

知的障害のある方の福祉法制定にご尽力され、また、全国に優秀なリーダーを送り出されるなどの活躍によりまして、わが国の「障害福祉の父」とも呼ばれております。

先生は、近江学園を始めとする福祉実践の過程で深い考察を重ねられ、どんなに重い障害のあるお子さんにも必ず発達する力があり、それを保障する必要があるという、発達保障論を展開され、「この子らを世の光に」という強いメッセージを後世に残されました。

先生の著書「福祉の思想」に、次のような文章があります。

『この子らはどんなに重い障害をもっている、だれととりかえることもできない個性的な自己表現をしているものなのである。人間とうまれて、その人なりの人間となっていくのである。その自己実現こそが創造であり、生産である。』



私たちのねがいは、重症な障害をもったこの子たちも、立派な生産者であるということ、認めあえる社会をつくろうということである。

「この子らに世の光を」あててやろうというあわれみの政策を求めているのではなく、この子らが自ら輝く素材そのものであるから、いよいよよみがきをかけて輝かそうというのである。「この子らを世の光に」である。」

この言葉に込められた強いメッセージには、深い感動を禁じえません。

このメッセージに表れています、あらゆる人の尊厳の輝きを認め合い、共に生きる社会をつくろうという糸賀先生の思想と実践を深く受け止め、誰もが安心して生活することができる福祉社会を実現しようという目的のもと、平成8年に糸賀財団が設立され、各種事業を行っているところでございます。

糸賀賞を授与いたします表彰事業につきましては、当初は、主に障害福祉の分野で顕著な活躍をしてもらえる個人や団体を対象として、表彰を行ってまいりましたが、「この子らを世の光に」という言葉に現れた思想は、あらゆる個人の尊厳を等しく尊重するということ、障害の有無、年齢、性別、国籍等を問わない普遍的なものでありますことから、時代の変化に対応させ、障害者と同様、様々な社会的障壁による生きづらさがある人に関する取り組みをも対象として、表彰をさせていただいているところです。

今年度も、多数の応募をいただきました中から、身近な地域において、一生懸命頑張って活動してられる素晴らしい方々への表彰が決まりました。

後ほど、選考委員会の大熊由紀子副委員長から、選考経過の報告をいただきますが、受賞されます皆様からの記念スピーチを聞かせていただく事を、大変、楽しみにいたしております。

そして、改めて、今、私達は、糸賀先生のメッセージをしっかり受け止めたいと思います。

ご承知のように、2016年の『重度の障害者には、生きる価値がない』として無抵抗な人を殺傷した「津久井やまゆり園」事件の発生や、「新型コロナウイルス感染症」に関連した不当な差別や偏見、誹謗中傷事象の発生など、人の尊厳がないがしろにされる事態が一向に収まりません。

財団としては、やまゆり園事件の後、全国の有志とともに、立ち上がることとし、国の事業であります「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」を平成30年度から受託させていただき、全国各地で共生社会フォーラム研修を開催しているところです。



この取り組みは主に福祉関係者を対象としておりますが、共生社会の理念は社会全体で共有すべき大事なものでありますことから、今年度、滋賀県事業として、主に経済界の方を対象とした共生社会づくりリーダー養成研修を行うべく、準備をすすめているところでございます。

糸賀先生は、「自覚者は責任者である」ともおっしゃっています。

こうした研修では、糸賀先生の思想と実践を抛り所として、「誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念を自身の活動の軸とし、語り部として日常の現場や地域社会に向けてしっかりと分かり易く訴えていく自覚者を育て、そのネットワークを築いていきたいと考えております。

この子らを世の光に

『この子らを世の光に』の「を」と「に」を逆にして『この子らに世の光を』とすると、この子どもたちは哀れみを受けなければならない存在であるという意味になってしまいます。しかし、この子らはみずみずしい生命力にあふれ、世の人々に生命のみずみずしさを気づかせてくれる素晴らしい人格そのものです。

この子らこそかけがえのない「世の光」であり、「世の光」たらしめるべく、私たちは努力しなければなりません。糸賀一雄氏は「この子らを世の光に」の言葉とともに、大きな福祉の思想を私たちに託されました。

そして現在もおこの言葉は、輝きを放ちながら生き続けています。

今後におきましても、糸賀財団として、強い自覚のもと、糸賀先生の思想と実践を新しい目でしっかりと受け止め、あらゆる分野との共感と連帯を深め、いつの時代においても、一人ひとりの命が大切にされる真に心豊かな社会の実現に、地道に寄与してまいります。

なにとぞ、皆様方には、今後とも、当財団の事業運営に、お力添えを賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

結びに、受賞者の選考にご尽力賜りました選考委員をはじめ関係の皆様には厚くお礼を申し上げますとともに、本日、受賞されます皆様、ますます活躍されますことをお祈り申し上げ、ごあいさついたします。

ありがとうございます。

選考経過説明

糸賀一雄記念賞 選考委員会 副委員長 大熊 由紀子

皆様、こんにちは。
選考委員会 副委員長の大熊由紀子でございます。
まずは、受賞者の皆様、糸賀一雄記念賞および未来賞の受賞、誠にありがとうございます。心からお祝いを申し上げます。



さて、選考経過のご説明ということですが、本来ですと、委員長の京極先生がご説明するところですが、所用がおりでござりますので、私が代わりにご説明いたします。

選考は、8月26日に、東京において開催されました、6名の委員による選考委員会で審査を行い、その後糸賀財団の理事会で承認していただきました。応募をいただいた候補者・団体、どれも活動内容が素晴らしく、様々な分野で一定の成果をあげておられますことから、委員の意見が分かれ、とても活発な議論が行われた審査会でした。

賞には、二つのカテゴリーがあり、はじめに、第24回となる糸賀一雄記念賞については、個人4人と4つの団体の計8件の中から、お一人、「水流源彦さん」を選ばせていただきました。

水流さんは、1970年のお生まれで、鹿児島市の社会福祉法人ゆうかりの理事長を務めておられますが、祖父の代から社会福祉施設を運営される境遇で、自宅が障害者の入所施設敷地内にあり、知的障害のある人に囲まれて育ちました。

社会福祉法人しがらき会の信楽青年寮に就職をされ、その後父親の経営する社会福祉法人に転職され、現在に至っております。

施設から地域への移行の機運がまだまだ乏しかった鹿児島で在宅支援サービス事業を立ち上げるため、旧来の入所施設での保護を中心とした支援から地域で暮らし続ける支援へと転換させようと、不安を抱く職員に丁寧な語りかけ、また励ましながら在宅支援サービスやグループホームの整備などの実践活動を確実に積み重ねてこられました。

グループホームの整備にあたって、地域住民から反対された際には、障害に対する社会的バリアを実感し、障害という言葉を知る前に子ども同士が交流する環境を作ることの大切さ、自身の子ども時代にも重ねて保育園の開設につなげ、インクルーシブ保育の実践もされております。

特に、地域生活支援拠点につきましては、鹿児島市ではゆうかりが中心に実施されておりますが、市内の17法人との連携協定の締結によりまして、事業実施の受入体制を構築されております。これは拠点の機能強化への先駆的な取り組みとなっておりますが、協定締結法人の数が水流さんの地道な働きかけの賜物であると思います。

入所施設の機能やマンパワーを活かした地域福祉への展開に取り組み、とりわけ、地域生活支援拠点事業について、行政や他団体との良好な連携関係



視覚障害者、そして盲ろう（視聴覚二重障害）者へと観劇サポート活動を広げてこられました。

演劇などの舞台における情報保障としまして、オーブン・クローズド字幕、舞台手話通訳、視覚障害者向け音声ガイドの普及促進をはじめ、人材の育成、調査研究開発、関係団体との連携など、観劇を希望する方への情報提供と利用する機会を促進する活動によりまして、文化芸術分野においての合理的配慮、アクセシビリティ対応の展開を先駆的に実践されており。

また、観劇サポートに付随するものとして、受付での手話・筆談対応やアフタートークの手話通訳付与などのサポートも推奨され、劇団劇場と協働しながら、舞台手話通訳や字幕、音声ガイドを兼ね備えた演劇作品を多く生み出されております。

こうした実践活動が礎となって、支援対象となる障害分野が広がり、また、先端的技術を持っている他団体との連携によって、これまで鑑賞機会がなかった方々が鑑賞者となり、技術革新が生まれていくことも期待できる場所です。

聴覚障害を持つ当事者を中心に活動を展開し、視覚障害者、視聴覚二重障害者へと活動を広げていることが素晴らしく、生活を送るうえで大切な文化芸術活動への障害者に対する合理的配慮やアクセシビリティ対応の先駆的な取り組みが高く評価され、今後ますますの活躍が期待されるとして、糸賀一雄記念未来賞の受賞となりました。

次に、「みぎわ」です。

本法人は、「ゆりかごから墓場まで」を台言葉に、困っているすべての人に寄り添う活動を行うために、2015年に設立されました。



訪問介護事業所の開設、奈良県では初の取り組みとなったホームホスピスの開設、そして養子縁組あっせん事業を行ってられます。

思いがけない妊娠をした方や課題を抱える妊娠、出産をされた方の相談にのり、寄り添いサポートを行うとともに、どうしても育てることのできない赤ちゃんを、特別養子縁組をして育てるの親に託す活動を行ってられます。

特別養子縁組の活動では、その対象を障害のある子どもを中心にされており、民間あっせん機関としては全国でも初めてであり、本年4月現在で10組の縁組を成立させてられます。

障害のある子の特別養子縁組の取り組みは全国にも例がない先駆的な取り組みであることが高く評価され、日本ではまだまだ遅れている里親制度等の普及につながるなど、活動による広がりも期待でき、今後ますますの活躍が望まれるとして、糸賀一雄記念未来賞の受賞となりました。

以上を持ちまして、受賞者ならびに受賞団体の皆様方の今後ますますのご活躍をお祈り申し上げ、選考経過のご説明とさせていただきます。

を構築され、他法人と連携した面的実施は、独創的、画期的なものであると高く評価され、その先進的な活動の全国への広がりにも今後一層の活躍が期待されるとして、糸賀一雄記念賞の授賞となりました。

次に、「第8回糸賀一雄記念未来賞」ですが、5つの団体の中から、2団体を選ばせていただきました。東京都世田谷区の「特定非営利活動法人シアター・アクセシビリティ・ネットワーク」と、奈良県奈良市の「特定非営利活動法人みぎわ」です。

まず、「シアター・アクセシビリティ・ネットワーク」です。

本法人は、2012年に設立され、翌年にNPO認証を受けられておりますが、聴覚障害を持つ当事者が中心となって、演劇愛好者、手話通訳者、演劇人とともに活動を展開されており、聴覚障害者から

受賞者記念スピーチ

社会福祉法人 ゆうかり 理事長 水流 源彦 氏



このたびは、栄誉ある賞をいただき誠にありがとうございます。ありがとうございます。

私は、鹿児島で社会福祉法人ゆうかりの理事長をしております。水流源彦と申します。

いまの取り組みの礎を築いてくれた祖父母、そして、今年の2月に他界した父に感謝しつつ、現場を支えてくれているすべてのスタッフ、全国の仲間たち、母、本日に一緒に来てくれた妻、家族とともに喜びを分かち合いたいと思います。

私がいまの感覚で物事を捉え、考えるようになったのは、大学4年の初夏、卒論の指導の中でゼミの教授からの一言がきっかけです。

「あなた、障害のある人の実態調査って実家に帰るだけでしょ？せめて、もう一箇所くらい行ってきなさいよ。わたしが紹介してあげるから！」と滋賀県の信楽青年寮の電話番号を手渡されたのです。「そこに、北岡って人がいるから。」ただそれだけでした。大学4年間はラグビーとバイトしかしていません。たし、八月末からは最後の夏合宿を控えていたので、鹿児島に帰るついでにちよこつと寄るくらいでいいか、という、軽いノリでアポイントの電話を入れました。

訪問当日は、午前中に信楽に到着し、一瞬、北岡さんに会えた気がします。そこからは、「よんのりちゃん、よろしく！」と、別のスタッフの方にバトンタッチでした。夕方近くまで信楽青年寮の畜産班のある山田牧場や、のちに映画で観ることになる「しがらきから吹いてくる風」の聖地巡礼のような案内ツアーでした。夕方、北岡さんは東京出張とのことで、京都まで一緒に送ってもらうことになりました。車中、電車とあわせて1時間ほど。そこで、実家が施設をやっていることを話した気がします。北岡さんからは、厚生省のキャリアと呼ばれる人たちによると、措置の時代が終わるらしい、ということや、介護保険のもととなる考え方を検討する、社会福祉基礎構造改革ということが近々起こるらしい、といったことを、学生の自分にもわかりやすくレクチャーしてもらいました。なんとというか、自分の、のんびんたらりと学生時代を過ごし、適当に外の空気を吸って、数年後に実家の施設を継げばいいと考えていたので、北岡さんの言葉のシャワーを浴びながら、その先の眩しすぎる未来を見通せた気がした瞬間でした。

「よかったら、信楽青年寮に就職しないか？」と

声をかけてもらったのはその時でした。即答で、「ぜひ！」と言いたかったのですが、軽い男と思われなくなかったので、その場は考えるふりをしています。すると、京都駅のキオスクでレジ袋二つ分を手渡されたのです。「鹿児島までの電車でじっくり考えたらいいよ。」缶ビール、ワンカップ、角瓶ミニボトル、魚肉ソーセージをはじめとしたおつまみに座席を占拠されながら、考えるどころか、決心を固めたことが昨日のこのようです。その後、北岡さんとは今日まで、ずっと一緒にです。

鹿児島に帰ってしばらくたった時だと思います。芋焼酎を呑みながら北岡さんに相談にのってもらってました。自分がやろうとすることが誰にも理解されないし、協力も得られないんです、と、やや自暴自棄になっているところに

「リーダーは孤独なものだ、きみの傍には、俺がいづもいてやるからな」と、ぼそつと言ってくれたことがあります。そう、北岡さんはいつでも傍にいてくれるんです。

北岡さんに依存しすぎの私ではありますが、50歳を過ぎてから、新たな仲間を得ました。バラエティーに富んだ、頼りになるメンバーです。聞くと、それぞれに、北岡さんから似たような言葉をかけてもらっているという事実も判明しました。自分だけにかけてくれた言葉かと思っていたのにはです。

昨年(2021年)から、それらのメンバーたちとともに全国各地域生活支援ネットワークの執行部を預かっています。「DPI日本会議」、「全国手をつなぐ育成会連合会」、「全国各地域でくらしネットワーク」といった四団体で勉強会を重ねながら、障害者差別解消法における合理的配慮を民間事業者でも義務化される上でのワンストップ窓口創設の必要性や、

障害者総合支援法が「地域移行」を促進する法律であることを明確に周知することを課題として政策提言を重ね、全国各地にさらに仲間を増やしつつあります。

特に障害者総合支援法の見直しの中で、我々が重視しているポイントの一つに地域生活支援拠点があります。地域生活支援拠点のルーツは私も立ち上げメンバーの一人である全国各地域生活支援ネットワークの発案がもとになっており、当初は安心コールセンターと呼んでいました。本気で地域移行を実現しようという意気込みのもと、入所施設に抱く安心感を担保し、地域で暮らし続けるための仕組みを構築しようというものです。障害のある当事者はもちろん、親御さん、近隣にお住いの方、すべての方の安心を担保すれば、地域移行は実現できると、わくわくしながら必要とされる機能について厚生労働省とも議論していたのが10年ほど前のことです。

ここで、鹿児島市における地域生活支援拠点の取り組みについてご紹介いたします。(パワーポイント資料)

地域生活支援拠点には、二つの役割と五つの機能が必要とされています。一つ目の役割として、24時間365日の受け入れ態勢で、鹿児島市内全域を対象とした緊急一時保護の受入れを実施しています。

鹿児島市障害者基幹相談支援センターの受付時間以外は、虐待通報の対応も請け負っています。宿直者は木造四階建ての一階にある宿直室に待機してもらいますが、第一報は上階のグループホームの夜勤者が受電し、緊急度合いに応じて宿直者に内線で連絡し対応してもらおうという仕組みにしております。

基幹相談支援センター運営協議会を構成する市内の70法人のうちの17法人と我が法人が連携協定を締結しています。連携協定法人は、それぞれの事業所



で緊急一時保護等の受入れを担ってもらうほか、月に二回は我が法人の地域生活支援拠点にて宿直業務に入ってもらうことになっています。開設前は「なんで、ほかの法人の事業を手伝わなきゃいけないのか？」という意見もありましたが、開設一年目のある夜のことでした。緊急対応をした方を日常的に支援されている事業所の管理者が、「たいへんな時に助けてもらった。ぜひ、手伝わせてもらいたい」と腕まくりをやってきてくれたことがありまして。嬉しい限りであり、このように、じわりじわりと仲間が増えてきています。

宿直者は20時15分の引継ぎの時点で、グループホームの夜勤者からお泊りセットを手渡されます。手提げ袋の中身は、クリーニングされたシートセット、公用車の鍵やら宿直室やエレベーターの鍵がじゃらじゃらついた宿直ファイル、そして電話の子機です。宿直室の電話は外線の呼び出し音が鳴らないように設定しており、なにもなければ仮眠できます。内線の呼び出し音が鳴れば、即対応してもらいますが、トイレ等で宿直室を離れる場合は、さきほどの電話の子機をオンにして持ち歩いてください、というルールにしております。かく言う私も、月に二回ほど宿

直に入ることにしています。「理事長も自ら頑張っている！アピール」に違いないのですが、当初は自身も入らないとシフトが回らないという実情もありました。

実際、あらゆる方をお受けすることになっていますが、夜間から深夜帯は精神障害の当事者の方への対応が多いです。当初は、受電した夜勤者はすぐに宿直者に引き継いでいましたが、緊急性を伴わない内容の場合は、ディスプレイに表示される番号を確認しそのまま夜勤者が傾聴し、ご本人の不安を和らげることで終結するというパターンも回を重ねることで成立するようになってきております。

また、近隣の警察署のみなさんとも仲良くなれました。コロナ禍前のある連休入りのことです。警察の生活安全課から「保護をお願いしたい」と連絡が入り、しばらくしてパトカーで初老の男性を連れてこられました。先日、別件の虐待案件で警察の方と名刺交換をした際、「24時間365日対応可能なんですね！」と問われ「もちろんです」と回答したことが頭をよぎります。警察の方によると「市役所も閉まっている時間だけど、生活保護課か障害福祉課、どちらかの担当者に連絡しようかと悩みつつ、とりあえず」ということでお連れいただいたことになります。とりあえずビール、なみに警察署のみなさんにも認知されてきたという小さな喜びと、まあまあたいへんかも、という不安が交互に浮かぶなか、ひとまず、警察署のみなさんにとって安心と思ってもらえればいいのか、と引き受けることにしました。

地域生活支援拠点等の整備は、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談 ②緊急時の受け入れ・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の

体制づくりの五つ）を、地域の实情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することとなっています。大きくはグループホームや障害者支援等に付加した多機能拠点整備型と、地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の面的整備型の二つに分かれますが、鹿児島市は両方どり、いわゆるハイブリッド型となっています。各法人からおいでいただくメンバーも含め、宿直者は相談支援専門員、サービス管理責任者、もしくは管理者以上をお願いしています。緊急時の受入れ判断等、即応性を重視するためその場での判断が必須となるためです。これまでも緊急一時保護で対応した方の行き先がなく、うちを含めた連携法人内のグループホームや入所で引き取ったケースがあります。管理者クラスが宿直に入っているおかげで、困難事例と称される方の対応や、その後の引き受け先についてもみんなで悩みながら、みんなで責任をもつ体制が整いつつあります。

一方で、さきほどの、お泊りセットのファイルには鹿児島市役所の障害福祉課係長の携帯番号も掲示されています。判断に迷うときや、重大案件の際に相談するためです。係長の負担が気になるところですが、それを必要と認めてくれる課長がいてくれたことが、この取り組みがうまくいくことを確信させてくれました。10年前の当時のこの課長には、異動されたあとも、事あるごとに相談に乗ってもらっています。

地域生活支援拠点の役割が二つあると申し述べましたが、一つ目の緊急一時の体制作りと、もう一つが、施設、病院、親元からの地域移行です。この地域移行については、鹿児島でもまだまだこれからの取り組みです。我が法人の入所定員を110名から40名に減員するにもそれなりの労力を費やしましたが、

日本全国津々浦々すべてで地域移行を実現するためには、相当な覚悟があると感じています。そのためにも基幹相談支援センターの仕組みや自立支援協議会も大切な役割を担いますが、そのベースは当時、北岡さんが、甲賀郡7町のサービス調整会議の仕組みを立ち上げたことに遡ります。その後、今日にいたるまで、今度の開催で26回目を迎えるアメニティーフォーラムに代表されるような、運動は楽しく、仲間とともに、その仲間を増やし続けるという精神が全国地域生活支援ネットワークには息づいています。障害者権利条約における対日審査で指摘されていることを真摯に受け止め、チャレンジし続けます。

といつても、押し出す移行に対して、受け止める社会の基盤づくりが同時進行であるべきです。我が法人では15年前に保育園を開設いたしました。唐突な感じはあったかもしれませんが、私自身の原風景、原体験、そして、世の中の多くの世襲制で施設を継いでいる方々に共通する思いであると信じています。

障害ということばを知る前から、友達であったり、存在を知っていたり、そんな子どもたちが増えたらいいということです。その子どもたちが大人になるとき、差別や偏見について、わざわざ問題にならない社会が存在するような気がするのです。80名の子どもたちの中に、募集するわけでもなく、制限することもないのですが、毎年ほぼ一割前後の数で何らかの障害のある子どもたちを一緒に預かりしています。発達障害、重症心身障害、医療的ケアを要する状態像の子どもたちは、ほかの子どもたちと同じ、ゆうかり保育園の子どもたちなのです。私も5年間ほど、保育園の園長をやってみました。子どもたちの笑顔は私自身をHAPPYにしてくれています。医療的ケアを要する子どもは喀痰吸引が必要でした。

看護師の雇入れをしつつ、3名の保育士に喀痰吸引等研修事業第三号研修を受講してもらったのです。対象児童にのみ喀痰吸引の行為ができるというものですが、ある日、看護師が休みで、担任の保育士が吸引をすることになりました。器具の用意をしている保育士に、同じ年長クラスの子どもが「これ、忘れてるよ」と器具の一部を差し出してくれます。しょうがないなあ、という顔をして、数名の子どもたちが車座になって、その子の好きな歌を歌い始めるのです。日頃、看護師の行為を何気なく見ているからでしょうが、自然すぎるのです。ある意味、大人が助けられているのです。

ある子どもは、両親ともに視覚障害で、本人も小児がんにより眼球を摘出し、片目が義眼でした。「目やにが出るので、たまに洗浄をお願いします」と面接のときに目の前に義眼を転がされたときには、思わず「ギョッ！」と漫画の吹き出しにあるような反応をしてしまいました。しかし、その子と同じクラスの子たちは、「ねえねえ、目、ずれてるよ」と平然と話しかけます。本人も涼しい顔で「そー？」と、遊びの手を止めて鏡の前へ。くると義眼をいじると、また、遊びの輪の中に消えていくのです。

先ほども触れさせていただいた、障害者権利条約について、もっとたくさんの人に認識してほしいと思います。そのためにはインクルーシブ教育を具体的にすすめていく必要があります。教育と福祉と医療の本気の連携を推し進めていくしかありません。特別に支援が必要な子どもに対する教育こそ、一か所に集めることなく、その子の生まれ育った校区内で実施すべきです。昭和54（1979）年の養護学校の義務化によってもたらされた功罪を再検証すべきと、実践を続けつつ、仲間を増やしつつ、訴え続けてい

きます。子どもたちの意識が意識される前にインクルーシブ保育というカタチで、という取り組みは小さい抵抗かもしれませんが、今後も継続させていきたいと思います。

糸賀一雄記念財団で受託、実施されておられる「共生社会フォーラム」については、全国地域生活支援ネットワークとして、この間、協力を続けさせていただいております。昨年度は、本事業の目指していること、ならびに、これまでの経緯について、共生社会フォーラム実行委員会として、もっと大切に論ずるべきではないか、という意見表明をさせていただき、私たちの姿勢についても明確に示させていただきました。これからも、できうる範囲のことを最大限協力させていただきます。引き続きよろしくお願いたします。

このたび、縁に恵まれたことで、実践を積み上げることができ、その実績を評価していただいたと思っております。私のような者でも評価いただけたので、私の知る先輩、仲間たちみんなが授賞対象者であります。そして、全国各地でインクルーシブ教育の取り組み、ならびに共生社会の取り組みを元気に推し進めてまいります。

最後にもう一言だけ。北岡さんから、あるとき教えてもらった言葉があります。老子の教えらしいのですが

善行無轍迹「善く行くものは轍迹なし」

『老子』（第二十七章）

意味・車を走らせても轍の跡も止めぬほどに、作りの跡を全く感ぜさせず、天衣無縫に振る舞えるのが無為の聖人の行動であること。善行をしても、それを誇示したりせず、迹を残さないことこそ無為自然の生き方とする意味。



「糸賀さんの生き方そのものだよな、かっこいいよな」と芋焼酎を呑みながら北岡さんがしみじみと。「いえいえ、北岡さん、これこそ、北岡さんの生き方で、私たちがこれからその背中を追いかけながら目指す生き方です」と、直接は言えておりませんが、これからの態度でお示ししますと心に誓いつつ、この言葉を胸に刻みその先にあるだろう「共生社会」という未来を信じて力を尽くしてまいります。糸賀一雄記念賞をいただけたことに、あらためてお礼申し上げます。ありがとうございました。ご清聴ありがとうございました。

受賞者記念スピーチ

特定非営利活動法人 シアター・アクセシビリティ・ネットワーク 理事長 廣川 麻子氏

ただいまご紹介いただきました、廣川麻子と申します。

シアター・アクセシビリティ・ネットワークの団体として受賞ですが、設立メンバーとして廣川が代表してお話しいたします。

今日は副理事長の森岡、事務局長の石川が同席していますので、ご紹介します。

まず、本日の受賞には、たくさんのさまざまな方々に支えていただいたおかげと心より感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

団体名がとて長いので、Theatre Accessibility network を略して TA-net (たーねっと) と呼んでください。



TA-netの目的は「みんなで一緒に舞台を楽しもう」です。皆さんなら、この意味をよく理解してくださいと思いますが、「みんな」とは誰を含むのか。「一緒」とはどういうことなのか。それを考えながら、活動をしてまいりました。

障害の有無を問わず、さまざまな舞台を自由に楽しむための方法はいろいろありますね。

例えば字幕、手話、音声ガイド、事前説明会、触る舞台模型などなど。これらを、観劇サポートと申します。

そもそも、なぜ私が観劇サポートに頑張つて取り組んでいるのか？ということからお話しします。

それは、廣川が英国で衝撃を受けた体験からです。廣川は1994年から社会福祉法人トット基金が運営する日本ろう者劇団で、俳優、制作として活動しています。

この写真は、手話狂言です。毎年1月に国立能楽堂で公演していますので機会がありましたら是非ごらんください。

2007年に英国のろうの演出家ジェニー・シレーイが来日して演出した公演に私も出演しました。その写真が出ています。ジェニーに出会い、演劇をもっと学びたい！と決心しました。

ダスキン障害者リーダー育成海外研修派遣生に採択され、ロンドンで2009年9月から1年間、学びました。もともと、日本にいる時でも、一般の演劇の観劇をしていました。しかし台本を借りるだけでした。借りるのにも一苦労。非公式の対応のためほかの人への情報共有もできませんでした。

英国で観劇を1年間に60本以上行ったのですが、手話通訳がついているのが14ヶ所、字幕がついてい

るのが15ヶ所、混合が10ヶ所、台詞のないものが12ヶ所、なしが9ヶ所。つまり、ほぼほぼ楽しむことができていました。しかし、私は英語が得意ではないので、本当に楽しめていたかは別ですが。

それでも、たくさんのろう者や難聴者が劇場に集まって、楽しんでる様子を目の当たりにしたことは大きな衝撃でした。

日本でも英国のように楽しみたいと考え、まずは今日ここにきている石川さんに相談しました。それから10年、事務局長として支えてくれています。ほかにも演劇好きなるろう者・難聴者、また聞こえる人、手話通訳などに声をかけ、T A i n e t を立ち上げたわけです。そして演劇を仕事にしている人たちにも呼びかけをして、会員として加わってくださいっています。

2012年に設立し、すぐにNPO法人格をとりました。

まずは何をやったかという点、観劇行動の実態調査を行いました。日本各地の聞こえる人600名、聞こえない人400名に聞きました。

結果はどうかというと、聞こえる人は「忙しいから」「近くに劇場がないから」が多くみられました。聞こえない人は「思い通りに楽しめないと思うから」が多くありました。

「観劇サポートがあれば観劇しますか」と聞いたところ、「そんなのがあれば行きます。」と答えた方が圧倒的に多くいました。やっぱり観劇サポートは必要！ということ、4つの柱を立てて活動を展開してきました。

啓発。

情報発信。

研究。

人材育成の4つです。

シンポジウムを2015年3月にはじめて開催しまして、それから毎年冬に開催し、8回を数えるまでになりました。会場はほぼ東京ですが、去年と今年には、オンラインで開催し、全国からたくさんの方に観ていただいています。

なお、第1回の「より良い観劇システム構築のために今できること」が、文化庁芸術選奨芸術振興部門新人賞を受賞いたしました。

次に、視覚障害、聴覚障害それぞれに対応したサポートの内容を紹介したガイドブックを制作しました。

2018年は日本財団の助成で全国の劇場・文化施設2000か所に贈呈し、2020年には文化庁の助成で改訂版および電子書籍を出しました。

また、このガイドブックをテキストとして、各地の文化施設から依頼を受け、接遇を学ぶ講座を開いています。地元のろう者がお客様として受付に来たらどう対応する？をロールプレイ形式で、受付対応を学んでいただいています。ろう者と実際に会って

話をすることがないという方が多く、このように練習する機会はとても大切だと担当者に言われます。手話ができなくても、すぐにできる工夫はたくさんあるということをお伝えしています。

情報発信ですが、アクセシビリティ付き公演の情報をおつめたサイトを運営しています。

英国にも素敵なサイトがあり、それを参考にして、2014年7月に開設しました。条件を検索すると、該当する公演情報が出てきます。早いもので8年をすぎ、1260件を超える掲載件数となりました。

こんなにたくさんサポートあるのかとびっくりされるかもしれませんが、実は手話や字幕といった大きなサポートは難しくても、たとえば受付で筆談対応するとか、メールで問い合わせを受けるなど、できることから始めてほしいという気持ちで、このように細かくサポートを分けました。団体にとっても、サポート内容をステップアップできる効果があります。

ウェブサイトに載せた情報を確実に届けるため、無料のメルマガを発行しています。公演情報をおつめたものを第2、4木曜日に。またアクセシビリティなどに特化した話題を集めたものを第1、3金曜日にお届けしています。メールアドレスだけで登録でき、解除も簡単なので、ぜひみなさん、お気軽に登録をお願いします！

2017年に、東京で全国難聴者大会が開かれた時、特別企画として劇団四季のライオンキングを字幕付き、ヒアリンググループつきで観る会を行いました。

150席を団体予約し、全国から難聴者・ろう者が字幕付きではじめて楽しむことができました。

ちなみにこの時は字幕、ヒアリンググループの費用をT A i n e t が負担しました。ちょうど前の年に



読売福祉文化賞を受賞しまして、このときの副賞で実現しました。ちなみにそのあと、劇団四季ご自身が字幕を提供しています。いまはコロナ禍のためお休みしており、再開が待たれます。(3月2日現在、再開しました。)

字幕や手話が、ほんとうにろう者・難聴者に伝わっているかどうかは重要です。そこで、本番前に、モニター会を実施し、ろう者・難聴者の視点で丁寧なチェックしています。音の情報は適切か、セリフのタイミングはどうか?特にネタバレにつながる表現には注意が必要です。音楽のイメージは伝わっているかなどもチェックします。気づいた点を伝え、担当者はより良い字幕・手話にアップデートします。チケットを買っていただくわけですから、本番では質の高いものを届けることは重要と考えます。

字幕は聞こえる人なら誰でもある程度、コツをつかめば作れます。まず字幕の方が広まりました。以前から字幕専門の業者もいますし、アプリを利用して自分でも作れるようになりました。とっても大変ですが、制作へのハードルが下がったと言えます。T A i n e tとして、字幕をつけて見ることの喜びを伝える動画、そして字幕の作り方を紹介する動画を制作し、YouTubeで発信しています。ちなみにこの動画はろう者に依頼して制作してもらっています。

舞台手話通訳は誰でもすぐにはできるわけではありません。通常の通訳技術に加え、演劇に関する知識や、舞台ならではの工夫も必要になります。しかも、舞台の上に立つので、全ての観客から見られることになり。演出として作りたい舞台の世界が、舞台手話通訳が立つことで変わってしまう可能性があり

ます。また、場合によっては、通訳が見えやすいように、照明を当てる必要があります。このようにさまざまな調整が必要になってしまい、なかなか、興味を持ってもらえるには至りませんでした。日本財団の助成により、2018年から2年間、横浜、札幌、大阪、仙台、豊橋、福岡の6ヶ所で講座を開きました。受講生は延べ33名となりました。四日間の講座をろう講師、きこえる講師が協働して進めました。



最終日は、発表会として、講座のために書き下ろした30分の作品「メゾン」を俳優が演じ、隣で受講生が通訳しました。地元のろう者、難聴者、手話関係者、演劇関係者にご覧いただき、意見交換を行ないました。このときに繋がった方々とは、実践の際に今でも、お世話になっています。

次の2年間は、実践として各地の演劇公演の現場で、研修という形で行いました。研修なので、ろう者による手話監修をかなり長い時間かけて行ないました。また、アシスタントとして、現場経験を積む機会も作りました。こうして、通訳者も、監修者も、お互いに、より良いやり方を模索、積み重ねてきました。

手話通訳への認知が高まったのかわかりませんが、2018年には舞台手話通訳付き公演が4件だったのが、今年は19件です。もちろん全てT A i n e tが担当したのではなく、他の団体が担当したものもあります。舞台手話への関心が舞台芸術業界に広まっているのでは、と嬉しく思います。

さらに、今年文化庁からの委託として、導入を希望する団体を公募し、派遣する事業を行ないました。東京都でアーティストを支援するための動画制作費を支援する事業があり、T A i n e tも応募、採択されました。先ほどお伝えした「メゾン」を字幕、手話、音声ガイドをつけて撮影しました。字幕に色をつけたりと工夫をして、皆さんの作り方の参考になればと思います。YouTubeで見ることができしますので、ぜひご覧ください。

朗読劇につけたときは、動きがないので難しいのですが、3人で役の担当を分けるなど、工夫しました。会話劇では、通訳者が役者と同じ衣装を着用し、観客が違和感を覚えないようにしました。

ファミリーミュージカルでは、オンライン発信で、ワイプを入れる形でした。かわいい衣装で工夫しました。

今年9月に、仙台市でこども向けの芸術祭が行われました。そこで人形劇に手話通訳を導入しました。もともと一人芝居の人形劇でしたが、音楽担当者も舞台に出て、観客から見えるように演奏をし、3人芝居のような感じになりました。

ろう重複の子どもたち6名が、はじめての観劇体験をしました。一生懸命観てくれて、終わったあとの交流会は積極的にコメントしてくれました。主催者にとっても、ろうの子どもたちにとっても、良い出会いとなりました。今後も継続できることを願っています。

観劇サポートの取り組みが、各方面に広がってきました。舞台手話通訳つき公演の制作過程を紹介する9分の動画を制作しました。YouTubeでご覧いただけます。映像を作ってくれた方の師匠にあたる方が、この映像に興味を持ち、これを見えない人に伝える音声ガイドを作る過程を追ったドキュメンタリーとして映画にしました。今日から大阪は第七芸術劇場など全国各地で公開しています。バリアフリー字幕、音声ガイドつきなのでぜひご覧ください。(なお、この取り組みが文化庁芸術選奨芸術振興部門新人賞として平塚千穂子プロデューサーが受賞しました。)

このときに出会った人たちと、宮沢賢治の作品を朗読で伝える公演に取り組みました。この時はろう俳優による手話表現を導入しました。

聞こえる俳優が語り、そして音楽を全盲のバイオリニストが担当しました。音楽が重要な要素となる

ため、ろう者に伝える方法を工夫しました。赤いボールのようなのが見えると思います。これがサウンドハグという機材です。業者が開発しているものです。音に合わせて色が変わったり、振動したりします。音楽が多いコンサートに向いていると思います。このように、さまざまな会社と連携して、あたらしい取り組みをしています。

これまでの活動から、さまざまな課題があることがわかりました。その課題は私たちだけでは解決が難しく、社会全体で考えていく必要があります。そのため、T A i n e tとして積極的に各地で講演や執筆、メディアなどを通して発信をしています。

皆さんもご存知と思いますが、2018年に障害者の芸術文化推進法ができました。これをより効果のあるものとするため、5年間の基本計画を策定しています。今年が最終年となるため、来年に向けて第二期基本計画を話し合っています。今回は全盲の方、車椅子ユーザー、さまざまな立場の障害者が委員として積極的に発言しています。廣川も会議に参加し、ろう者としての意見を述べています。こういった場で当事者が意見を述べることの重みを感じています。観劇サポートに必要な要素は5つあります。「理解」―主催者の理解はもちろん、観客の理解も大切です。

「技術」―質の高い字幕や手話が求められます。「経費」―ボランティアでは限界があります。持続可能なものとするためには、それなりの人件費が必要です。

「表現」―観劇サポートによって舞台芸術の表現の質が下がってはいけません。むしろ新たな表現の可能性が出たと考えられます。



「情報」―こういったサポートがあるという情報を、必要とする人に届けること。そうすることで、同じ作品を、同じ時間、同じ空間で、一緒に楽しむことができるようになります。そんな社会を、一緒に実現できたらとても嬉しく思います。

ここまでご覧いただき、ありがとうございました。

受賞者記念スピーチ

特定非営利活動法人 みぎわ 理事 松原 宏樹 氏



この度は、大変光栄な賞に選んでいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

私達NPO法人みぎわは、「ゆりかごから墓場まで」すべての人に寄り添うことを行動理念として設立され、活動しています。「墓場」というのは、私がキリスト教の牧師をしている関係で、最後の死期まで私がさせていただくという事で使わせていただいています。

設立当初は、「訪問介護」と「ホームホスピス」と立ち上げました。それは、私自身が路上生活者を

支援している関係で、このような方々の最後の場所がないということを経験したからです。そのような中で、私たちの活動がすこしずつ変化して、人口中絶や虐待によって命を落とす子どもが多数いることを知り、特別養子縁組あっせん事業を通して、子どもたちをあたたかな家庭につなぐ働きへと導かれました。

具体的に、この事業を始めるきっかけとなった虐待報道がありました。

それは、1歳と3歳の子どもを持つシングルマザーが、彼氏のところに行くために子どもを家に置きざりするという出来事が報道されていました。その中で、特に心に響いたことは、この二人の子どもたちが絶命するときに最後に口にした胃の内容物が語られていました。

「マヨネーズと段ボール」

私は愕然としました。誰かこの親子に寄り添う人はいなかったのか、救いの手を差し伸べる人はいなかったのか。

さらには、もし神と言う存在が本当にいるのであれば、絶命していくこの子どもの魂の叫びをきかなかったのか。

いろいろな思いが駆け巡る中で、最後に心に残ったのは、自分はこのように困っている方々に手を差し伸べたのかと言う、自分への問いでした。その思いから、教会附属の幼稚園を立ち上げて子育てのお手伝いをするようになりました。

そして、この幼稚園の保護者の方から、1年間に中絶により命を落とす子どもの数を聞くことになりました。

1年間に中絶により命を落とす子どもの数は「17万人」です。

ゆりかごにのらない子どもたちが日本にはたくさんいることを教えられました。

早速、その保護者が勤める産婦人科の医師に合わせてくださいるようにお願いをしたのです。

その医師は、大阪では有名な出生前診断をする医師でした。その医師にとにかく最前線で望まない妊娠をした母子の命を守ってほしいこと、そして、生んで育てられないのであれば、私たちにその命を託してほしいこと、私たちと協力してお腹の命を助けてほしいことをお願いしました。この先生が私たちの団体の協力医師になってくれました。

当初、望まない妊娠をした方に出会って、妊娠を継続してもらい生まれた赤ちゃんを新しい家庭につなぐために働いていましたが、さらに深い大きな闇を知ることになりました。



それは、望んだ妊娠がお腹の中に赤ちゃんがいるときに、障がいや病気がわかると望まない妊娠に変わるということでした。特に、新型出生前診断により21トリソミー（ダウン症）をはじめ染色体異常の赤ちゃんの診断ができるようになり、多くの人が羊水検査をする前の段階で中絶を選んでしまいます。

また、中絶期間を過ぎて障がいがあったときや出産後に障がいがあったときなどは、子どもの顔を見ることができない親、また病院にこない親もいることがわかりました。

特に中絶期間を過ぎてお腹の中にいる子どもに障がいがあることが分かったときの親の葛藤は大きなものがあり、私たちのところに入る相談は「このまま電車に飛び込みそう」「生んだ後殺してしまう」「一家心中を考えている」等本当に苦しい胸の内を相談されます。

私達は、このような親に寄り添い、このご家庭にとって最善は何だろう。どのような助けをすれば、どのように寄り添えばこの家庭は支えられるだろうかと慎重に考えて行動します。そして、どうしても育てることができない子どもたちを、特別養子縁組を通して、新しい家庭につないでいます。

障がいや病気の子どもを受け入れてくれる家庭は、ほとんどありません。しかし、私たちは小さな可能性を信じて、また障がいの子どもの中にある命の輝きを信じて諦めることなく行動しています。

3年前に、ダウン症と心臓と肺に大きな疾患を持つ子どもの相談を受けました。この子は、中絶期間を過ぎたとき、エコー検査により障害と心臓の真ん中に大きな穴があることがわかりました。その事実

を受け止めきれないお母さんより切実な相談の連絡がありました。

その言葉の中に、「生んでも育てられない」「このまま電車に飛び込んでしまいそう」「一家心中を考えている」などの言葉があり、精神科に通って何とか生活を保っているようでした。

母子手帳には、毎日のように授かった命のうれしさとして「早くあなたにいたい」とかかれていたが、障がいがあったときからは真つ白になります。



また、この家庭には別の健常の兄弟もいて、その子ども達に対しての育児放棄などの心配もあり特別養子縁組で子どもをつなぐことを考えていました。ある時、入院中の病院から連絡があり「赤ちゃんの第一回目の心臓手術の同意書にご両親がサインをしてくださいませんか」何とか説得してくださいとお願ひされました。

また「この子は手術しないで長い時間置いておくことはできません」とも付け加えられました。

私はとにかくご両親に連絡を取り、手術を受けてほしいことを伝えました。そして、最後に「その子は私がもらいますから、安心して手術を受けてください」とお願ひしました。

私は、この働きを始める前に、障がいが多すぎて貰い手のいない子どもがいたら自分が受け入れようと思っていました。実は、息子の相談と並行して、女の赤ちゃんの相談も受けていました。

その子は、ダウン症で心臓奇形が多すぎて何度も手術を重ねていました。その子も帰る家はなく、特別養子縁組前提で話が進められていました。障がいと心臓疾患が大変重く、もちろん受け入れ家族の候補はありません。

我が家で、一番重たいこの子を受け入れることを決めていましたが、寒い冬の朝、我が家に来ることなく、真の天のお父様の家に帰ってしまいました。（亡くなりました）

その次に症状が重たかったのが、息子です。

息子は、無事に一回目の手術を終えて私たちの住む近くの病院に、転院してきました。体重が増えてから再手術をする予定で一時退院の予定でしたが、

その主治医より、「退院出来ません」「状態がわるいので再手術をしたいと思います」

また、「完治は目指せません」「生存を目指します」と言われました。この時の手術の同意書は私たちが書きました。

手術と同時に、特別養子縁組の申し立てを裁判所に行きました。すると、担当の方が「お子さんの手術はうまくいきましたか」とあたたかな言葉をいただいたことは忘れることができません。

幸い手術は成功して、現在経過観察中で家庭に戻りました。

この子が私の息子になってくれたことにより、多くのことを学びました。

一、私が選んだのではなく、息子が我が家を選んできたこと。

二、障がいや難病を持つ子どもとその家族の苦しみ。

三、そのような子どもたちを取り巻く環境は決して良いと言えないこと。

四、息子を通してたくさん新しい出会いがありました。

また、現在このような子どもたちの相談が年間50件。全員新しい家庭につなげることができるわけはありませんが、地道にこのはたらきを勧めたいと思います。

本日はありがとうございます。



福祉の世界に学ぶ！ 多様な人とのはたらきかた

企業経営に福祉の技術や考え方を！

糸賀一雄記念財団は、滋賀県立近江学園の初代園長として日本の障害福祉の基礎を創られた糸賀一雄さんの、あらゆる人の尊厳・輝きを認め合い、共に生きる社会をつくろうという思想を受け継ぎ、次代に引き継ぐ取り組みを行っております。障害があるなしに関わらず、人の尊厳を尊重した共生社会の理念を普及しようと、これまで主に福祉関係者を対象にして取り組みを進めてまいりましたが、共生社会づくりは、福祉分野だけでなく社会のあらゆる分野で取り組まなければならないと認識をいたしました。普遍的な糸賀思想に基づいた福祉の心を広めるリーダーを養成していく必要があります。

そこで、当財団は、滋賀県からの委託を受けて、「共生社会づくりリーダー等養成研修」に今年度から取り組みました。社会活動において大きなウエイトを占めております経済界の方々にも、基本理念や考え方をお知らせできればと、関係の方々のご協力をいただいております。プログラムの開発し、研修会の実施となりました。その内容をご紹介します。

今回は、企業経営者をはじめ、人事管理や業務遂行のリーダー的役割を担う方を対象に、令和5年2月20日(月)に草津市立市民総合交流センター(キラリエ草津)において開催しました。

プログラムとしては、「講義A」、「講義B」、「事例検討・演習」の3部構成で実施しました。



①講義A

障害福祉を拓いた糸賀一雄氏らの実践から現代に生きる私たちが学ぶこと



社会福祉法人グロウの大平真太郎氏から、まず初めに、戦後の貧しいろんな状況の中で、戦災孤児や障害のある子どもたちのために力を尽くした

糸賀一雄氏をはじめとする田村一二氏や池田太郎氏の三人の方々の実践や言葉の紹介をされました。

子どもたちの家、そして学校としての「近江学園」を創設し、

一、精神薄弱児を仲間として正しく教育すれば社会の健全な発展を助けることになる。

二、教育体制として、障害のない子どもたちと一緒にできることは一緒にやろう。

三、お医者さんの常駐。(単に教育するだけでなく、健康のことも一緒に考えておかないと子どもはちゃんと育たない)

四、職業教育の充実および独立支援。

五、良い指導に関する研究を怠らない(事業が継続されるための優れた人材・後継者の養成)

こうした設立の趣旨を設けて、本当に親身になって子どもたちのために活動されたことや、近江学園の職員になるための三条件の

一、四六時中の勤務

二、耐乏の生活

三、不眠の研究

について、現在においては労働基準法に抵触するよ

うなことではあるものの、この言葉から何を学べるかについて説明されました。

また、池田太郎氏の言葉で、「障害のある人達に4つの願いがあるということをお忘れてはいけない。それは、

- ① 働きたい。
- ② 楽しく生きたい。
- ③ 無用な存在でなく有用な存在と思われたい。
- ④ みんなと一緒に暮らしたい。

私たちの仕事は、障害のある人達を集めるのではなく、街に消え去ることを支えることなのです。」

池田太郎氏は必要に応じて施設は作られたけれども、それがゴールではなく、最終的に施設から出て、街の中で障害があることが気にならないような町、社会を目指されていたことを説明されました。

芸術家である田村一二氏は、職業訓練の一環として陶器を取り入れましたが、製品となるようなものが作れない重い障害のある子の作品を見て、これは製品ではもちろんないけれども、この子にしか作れない形なのではないか、この子にしか作り出せないものなのではないかということに気づかれたことや、ありのままをとらえるという、田村一二氏の感性から生まれた

「賢愚和楽」…賢い人、愚かな人、どんな人にもかけがえのない人格と個性があり、また大小にかかわらずその人にしかない役割がある。社会はその誰が欠けても成り立たない。

「流汗同労」…共に働き汗を流して学び合う。

「混在共存」…自然界には様々なものが混在し共存している。人間においても違いを認めてその良さを生かして共に生きていくよう努めていくことが大

切である。

「子育ての水平運動」…親が子を産み、子が親を生む。

という言葉を紹介されました。

さらに、糸賀一雄氏の代表的な『この子らを世の光に』や、

「この子らは、どんな重い障害を持っていても、だれと取り換えることもできない個性的な自己実現をしているものである。人と生まれて、その人なりに人間になっていくのである。その自己実現こそが創造であり、生産である。」

「自覚したものは責任者である。」

「福祉の思想は行動的な実践のなかで、常に吟味され育つのである。」

「障害者との共感の世界を持つためには、自分の内面を直視することがいかに大切か。」

「人間と人間が助け合い、受け入れあう、理解と愛情で結ばれる社会、すなわち共感の考え方に支えられた社会」

「この世の中には、全体としてどんな繁栄があっても、そのなかで不幸に泣くひとがひとりでもいれば、それは厳密な意味で福祉が欠けた社会といわなければならぬ。」

という言葉の紹介やその言葉に込められた思いについて説明されました。



この三人の人たちが取り組まれてきた内容は、現在の問題にも通じており、子どもたちはいじめや不登校に悩み、青年たちは仕事や人生の問題等で心が過労となり孤独で寂しい心を抱え、精神障害犯罪につながることもあります。これらの子どもや青年たちが、世の中に世の光となるように、取り組まれてきた内容を現代に活かしていくことが大事であるとのことでした。

次に、合理的配慮についての話をされました。

戦後、日本国憲法において基本的人権を尊重するということが書かれ、国連においては昭和56年に国際障害者年が設けられました。これは障害のある人が様々な社会活動に参加できていかなかったり、平等な取り扱いを受けてない状況を踏まえ、それが社会において実現するという意図のもとにできたもので、国連加盟国はこの完全参加と平等ということが成しえるように、国内の法整備をしなければいけないということになったことや、そのことによって我が国においても法律が変わっていったことなどを説明されました。

社会福祉基礎構造改革によって、今までは障害者には措置制度とあって、支援をあてがわれていたのが、サービスを利用するという提供者と利用者が対等な関係になったことや、平成18年には障害者の権利に関する条約が国連において設けられ、共生社会を作らなければいけないということがスローガンになっていき、日本においてもそれに準ずるよう様々な法改正がされ、「障害者差別解消法」や「障害者雇用促進法」などの法律における合理的配慮のことについて説明されました。

最後に、配慮、合理的配慮、支援の違いについて

説明されました。

配慮は、スロープを備え付けるなど事前的に何か配慮しておくことはしておくこと。

合理的配慮は、配慮の申し出に対し、できる範囲で何とか対応していくこと。例えば握力が弱く円形のドアノブでは開けられないので、レバー型にかえてもらえないかと言われて対応するとか。

支援は、文化的な最低限度の生活を営むための必要な援助で、食事、排泄、入浴など、それができないと生きていけないことに対するもので、やらなくてはいけないものであること。

企業に求められるのは、配慮と合理的配慮にあることを学ばせていただきました。

② 講義 B

なぜ、ビジネスや企業の現場に福祉的な視点が求められるのか？



社員に主体的に動いてもらうためには、合理的な意思決定が求められますが、意思決定は得てして合理的ではないことが多いものです。行動変容を支援する際によく用いられる行動経済学の考えのもとに、福祉分野をはじめ、様々な分野での応用事例などを、滋賀大学環境総合研究センター客員研究員の近藤紀章氏より紹介されました。

近藤氏から、ダイバーシティ（多様性を受け入れる）やインクルージョン（個々の能力を発揮させる）はイノベーション（新しい何かを生み出す）の源泉

となるが、それを阻害する要因としては無意識なバイアス（偏った考え方）があり、これを改善するためには、一つの方法として対話という手法を用いることが重要で、企業の方においては社員さんとのコミュニケーションにおいて、福祉の現場の中で用いられている伴走型支援という考え方を、社員に当てはめることが効果的であるということを説明されました。

主な内容としては、

◆UD（ユニバーサルデザイン）トークなど、福祉と接触する中で、わからないことがわかっていく中で、新しいものが生み出せていくという事例の紹介や、駅のエレベータ設置など障害者や高齢者のために設置したものが、結果的に社会全体が恩恵を受けるという波及効果をきちんと把握していなかったことなど、障害の社会モデルに向き合うことの大切なこと、社会の中で一番立場の弱い人を想定して、そこから社会制度を設計する必要があるが、健常者が障害に無自覚であったこと。

◆80年前から言われているイノベーション理論は、同質性の中から新しいことを考えて新しいものを生み出すのではなく、違いの中からいろいろ生み出していきましようという考え方で、人が働きやすい環境、スキルを発揮できる環境、長く働きやすいと思ってもらえる環境を整えるかどうかという合理的配慮に近い部分がある。受け入れる側の教育も必要。

◆SDGsの「だれ一人取り残さない」が、自分を取り残される可能性があるという意識があるならば、「取り残されない」になるはずが、無

意識のバイアスがあり、自分は取り残される可能性がないという前提があつて、だから「取り残さない」ようにしましようになったのでは。意識を変えていこうという意識がない限り、なかなか厳しいものがある。

◆例えば、オーケストラの楽団員を選ぶときに、性別や国などによって好むと好まざるとにかかわらず、「無意識の差別に加担する危険性」があり、次の3つを理解することが非常に大事

・人間は一貫して日常的に偏った目で物事を見ている。
・自分が偏っていることにほとんど気が付いていない。

・バイアスを取り除くことは容易でない。
◆退職連鎖を断ち切るために、対策を打つけれども、その対策の効果の有無の検証方法について、退職者と非退職者それぞれを一定条件の中で比較検討してバイアスを緩和する必要がある。しかし、経済学の理論による課題解決、統計分析にも限界があり、最終的には対話、コミュニケーションを組み合わせる必要がある。

◆一人一人を丁寧に対応するためには、福祉の分野で取り組まれている伴走型支援が適している。そのもとになるのは定性評価、いろんな人がインタビューや行動観察をし、その人となりをつかびださせる方法がある。

◆このためには対話というものが非常に大事で、「話せばわかる」から「わからないから話す」で、きちんと相手をどこまで理解できるかを対話の中で埋め込んでいくことが求められる。私個人の考えでは、これを丁寧にやっているの

が福祉分野の方たちで、最後の砦だと思っている。

◆事例検討ではPCAGIP（ピカジップ）法を体験いただけるので、持ち帰っていただいで、自社で導入検討していただけたらと思う。



PCAGIP（ピカジップ）法は、「事例提供者が元気になる」ことを目指しており、スーパービジョンや一般的な事例検討とは異なるアプローチです。

事例提供者が簡単な事例資料を提供し、ファシリテーターと参加者が安全な雰囲気の中で、その相互作用を通じて参加者の力を最大限に引き出し、参加者の知恵と経験から、事例提供者に役立つ新しい取り組みの方向や具体策のヒントを見出していくプロセスをとるグループ体験です。

「事例」が主役でなくあくまで「事例提供者が主役」であり、事例提供者の主観に基づく世界を「理解」していくことに重点を置きます。

③事例検討・演習

相談援助の体験を通して、社会福祉援助技術を知る

PCAGIP（ピカジップ）法による事例検討の体験を通じて、課題を抱える人への適切な配慮のために必要な「本人を知ること」の重要性、安心・安全な職場環境づくりのための対話によるコミュニケーション、人材育成のためのコーチングの手法等について学んでいただきました。

まず初めに、この演習のファシリテーター（進行者）である社会福祉法人グロリーの大平眞太郎氏より、この演習の目的や進め方についての説明がありました。



「今日お集まりの皆さんは一般企業の方ですが、大きな目的としては、共生社会作っていくことに関して、皆さんも一緒になって手伝ってほしい、一緒になってやってほしい、ということなんです。具体的な目標としては、皆さんがお商売されている、その顧客の中に障害のある人もしっかりと含んでいただく、あるいは皆さんと一緒に仕事をされる仲間の中に、障害のある人も一緒に含んでいただく、という状況を持つていただくといいと思います。それをやっていただくにあたって、様々な困りごとがあるんじゃないか、そういった困りごとを解決するための方法として、みんなで知恵を持ち寄って考えてみませんか、というのが事例検討ということになります。」と説明されました。

進め方については、ファシリテーターと記録者と事例発表者の3人とお集まりの企業の皆さんに参加者という形で、ホワイトボードの周りに椅子だけ持って並び、他の方は観察者として参加者の周りで見守っていただくような形になることを説明されました。ルールとしては、

- ・ 困りごとを解決するために、ああしたらいいんじゃない。こうしたらいいんじゃないというアドバイスはしない。
 - ・ 質問は一人一個
 - ・ 他の人と事例提供者のやりとりを、集中して聞かため記録しない。（手元に何も持たない。）
 - ・ 事例提供者の困りごとを解決する場所であることを意識する。
 - ・ 事例提供者を被告人にしない、絶対に批判をしない。
 - ・ 事例検討の場を安心できる安全な場所にする。
 - ・ 事例提供者の気づきを促す。答えは事例提供者の中にあることを信じる。
 - ・ 事例提供者の方を信じて、その答えを引き出すためにアドバイスはしない。質問をする。
 - ・ 気づいてもらいたいことがあれば、気付ける質問をする。
- また、困りごとを解決する場所ではあるが、いろんな人がいろんな質問をすることによって、いろんな人の視点、自分では思いもつかなかった質問をされる、それに対するやり取りを通して、この事例を

取り巻く関係性を皆さんが疑似体験をしていただくということにもなるので、事例提供者だけのために行うものではなく、参加する皆さん自身のためにやるものだと考えていただけるとありがたい、と説明されました。

次に、障害者雇用をしている株式会社アド・プランニング代表取締役の川邊和明氏より事例提供していただきました。



主な内容は、

- ポスティングという、広告を一軒一軒配布をしている会社であること。
- 統合失調症のある社員が、辞めたいと言ってきた。
- その理由として、一日500軒ポスティングするのはきついなと言った。
- 1日500軒配れと言っているのではなく、4日間かけて500軒配ってくれということ、一日100軒ずつ配ってくれてもいいわけですよという話をしたけれど、いや私は一日500軒配ると言う。自分でルールを決めてしまう。
- どうしたら続けていける工夫をしてもらえるのか。それとも辞めてもらった方がよいのか。

というものでした。

この事例をもとに、ファシリテーターとして大平眞太郎氏、記録者として(株)タケコマイの竹岡寛文

氏のもと、デモンストレーション形式で質疑応答が行われました。

まず、ファシリテーターより「対象の方は男性ですか、女性ですか？」という質問がされました。この質問に対して、事例発表者より「女性です。」という回答がありました。ファシリテーターより、まずは、この対象者の女性性についてどんな方なのかを、みんなでイメージを作っている質問をしてくださいということ、次のような質問がされました。

- その方の年齢は？
 - 身長はどれくらいですか？
 - 家族構成は？
 - 今までに働いた経験はあるのか？
- 等々、様々な質問がされ、事例発表者はその質問に対して回答されていきました。

質問が一周回った段階で、ファシリテーターより統合失調症の症状等を説明され、この特徴を踏まえて進めていただけたらよいです、という説明をされ、この対象の方の理解を深めていくために聞きたいことや、事例発表者との関係性、本人と職場の人との関係性などについての質問をしてくださいということ、次のような質問がされました。

- この方は職場で心を開いている方、仲良く何でも言い合える方はいらっしゃいますか？
- 食事はだれかと食べておられましたか？
- 今は辞めずに来られているのはなぜですか？
- ポスティングは原則一人で行うという話でしたが、ペアのケースはあるのですか？

等々、様々な質問がされ、事例発表者は自分の思いも含めて回答されました。

ファシリテーターから、本来はもっと時間を使っ

て行うことや、質問によってわかってきたことを、書記がホワイトボードに記入した内容をもとに整理していくことを説明されました。

企業関係者の皆さんと福祉関係者の皆さんに参加いただきましたが、福祉関係者の質問は少し毛色が違ったかと思う、障害者の話をするときには福祉的な視点から質問できる人がいた方がよい、例えば、働き・暮らし応援センターの方に当事者の了解を取って参加してもらおうのも一つの方法であること、などを説明されました。

最後に、事例発表をしていただきました川邊さんから、

「当社でも障害者雇用ができるのか、誤解を恐れずに申しますと、実験でした。私は共生社会がどのようなものかわかりませんが、この子の良いところを活かせるよう、会社に仕事に来て必要とされていると思ってもらえる環境を作るだけでもいいんじゃないかと思っています。

ルールをちょっとならば変えるということ、ルールをこつちが決めてしまうのではなく、その人に合ったルールを作っていくこともある意味大事なのかと感じました。」という言葉で閉めていただきました。



出演団体（公演タイトル）：

- ① Dドラファミリー×～Lefa～ ————— One heart,one mind～にじいろの花束を～
- ② 湖東ワークショップグループ ————— 西遊記2 ～Go West～
- ③ 江州音頭ワークショップグループ ————— Let's江州ダンス！～よいと よいやまか どっこいさのせ～
- ④ otto&orabu（鹿児島県） ————— ロバのひとみにすむ惑星

Let's江州ダンス！～よいと よいやまか どっこいさのせ～ 江州音頭ワークショップグループ



ロバのひとみにすむ惑星 otto&orabu



フィナーレ



音楽祭絵解き図

ブリッジ



糸賀一雄記念賞 第二十一回音楽祭

「星めぐりの旅」



日時：令和4年（2022年）12月4日（日）14:00開演
会場：ひこね市文化プラザ グランドホール（滋賀県彦根市野瀬町187-4）
主催：糸賀一雄記念賞第二十一回音楽祭実行委員会
社会福祉法人グロー（GLOW）～生きることが光になる～
共催：ひこね市文化プラザ
後援：滋賀県教育委員会／彦根市／彦根市教育委員会／彦根商工会議所／
公益社団法人彦根観光協会／彦根商店街連盟

概要：

今年度は会場を彦根市に移し、表現活動に取り組む障害のある人たちと地域住民、施設職員、アーティスト等からなる県内3団体が、ステージ上で楽器演奏やダンス等を披露しました。福祉施設やサークル活動として継続して表現活動に取り組んできた団体や、今回の音楽祭に出演することを目指し、参加者を募って結成されたワークショップ等、取り組みの経緯やスタイルも様々で、個性あふれる内容での出演となりました。また、鹿児島からは「otto&orabu」がゲスト出演、表現活動のもつ魅力と新たな可能性を示す機会となりました。

湖東エリアで初の開催となったこともあり、近隣の市町から多くのお客様が来場されました。初観覧という人の割合も高く、新たな観客との出会いの年となりました。公演当日はオンラインライブ配信を実施、遠隔地からの観覧可能な状況を整備しました。

公演にあたっては、会場運営スタッフとして多くの地域住民や学生等に参加いただきました。また、公演に先駆けて舞台背景を彩る「星空制作ワークショップ」を実施したところ、地域の福祉施設や医療機関にご協力いただくなど、新たな参画の形を実現することができました。同日開催イベントとしてマルシェも実現。多くの人とともに作り上げた音楽祭となりました。



One heart,one mind～にじいろの花束を～ Dドラファミリー ×～Lefa～



西遊記 2 ～Go West～ 湖東ワークショップグループ



